

＜ 妊婦のための支援給付 ＞

妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的として、経済的支援を実施します。妊娠届出時に、保健師との面談を通じて対象者にご案内します。

令和7年4月1日以降に流産・死産・人工妊娠中等を経験した方も申請いただけます。妊娠の事実や胎児の数を確認するため、母子健康手帳が必要となります。

妊娠の届出をする前に流産などを経験した方も申請できます。その場合は、医師が胎児心拍を確認した際の診断書等で妊娠の事実を確認させていただきます。

＜制度の概要＞

	1 回目給付	2 回目給付
対象者	妊婦 ※流産・死産・人工妊娠中絶等の方も対象となります。	産婦
申請時期	妊婦さんと保健師等との面談後 (妊娠届出時など)	妊産婦さんと保健師等との面談後 (出生届出時または乳児訪問時など)
支給金額	1 回の妊娠につき 5 万円	こども（胎児）1 人につき 5 万円
申請期限	医療機関で胎児心拍が確認された日から 2 年以内	出産予定日の 8 週間前の日から 2 年以内（流産・死産等の場合は、流産等をしたことが医療機関において確認された日から 2 年以内）
支給方法	指定の口座に振込 ※支給対象者（妊婦本人）の口座に限ります。	

※令和7年3月31日までに出産した方で、令和7年4月1日以降に出生の届出をした場合は、「子育て応援給付金」の対象となります。

※同一の妊娠により、他の自治体で同事業による支給を受けた方は対象外です。（1 回目給付・2 回目給付いずれも、複数の自治体から二重に支給を受けることができません。）

※他の自治体で「出産応援給付金」や「1 回目給付」を受給した方で、「2 回目給付」のみ当町で受給する場合は、改めて妊婦給付認定申請等をしていただく必要があります。

問合せ

矢掛町役場こどもみらい課 0866-82-1060